

議案第 73 号

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

令和 2 年人事院勧告により国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、国家公務員の給与改定に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(里庄町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町職員の給与に関する条例(昭和27年里庄町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 里庄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年里庄町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。